

○【申請による取消しをした本人が申請する場合】

標準処理期間	申請先
1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許試験場 ・ 東三河運転免許センター ・ 【23警察署】 瀬戸・春日井・小牧・西枇杷島・江南・犬山・一宮 稲沢・津島・蟹江・半田・東海・知多・常滑・刈谷 碧南・安城・西尾・岡崎・豊田・足助・設楽・田原
16日 (行政庁の休日 は含まない)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【21警察署】 千種・東・北・西・中村・中・昭和・瑞穂・熱田 中川・南・港・緑・名東・天白・守山・愛知・新城 豊川・蒲郡・豊橋 ・ 【9幹部交番(管轄署)】 尾張旭(守山)・豊明(愛知)・高蔵寺(春日井) 岩倉(江南)・尾西、木曾川(一宮)・大府(東海) 高浜(碧南)・知立(安城)

○【申請による取消しをした者の代理人が申請する場合】

標準処理期間	申請先
16日 (行政庁の休日 は含まない)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許試験場 ・ 東三河運転免許センター ・ 警察署(中部空港警察署を除く) ・ 【9幹部交番(管轄署)】 尾張旭(守山)・豊明(愛知)・高蔵寺(春日井) 岩倉(江南)・尾西、木曾川(一宮)・大府(東海) 高浜(碧南)・知立(安城)

○【免許を失効した本人が申請する場合】

標準処理期間	申請先
1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許試験場 ・ 東三河運転免許センター